

平成二十二年九月 定例会の概要

平成二十二年九月定例会は、九月二日に開会し、二十二日まで二十一日間の会期で開きました。

定例会初日の二日には、継続審査としておりました島原市有明町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員会審査報告を受け、原案を否決しました。引き続き、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

六日から九日には、十五名の議員の一般質問を行い、九日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案の委員会付託を行いました。

十日、十二日から十四日及び十六日には、各常任委員会、予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十二日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は十議案を可決し、八議案を認定しました。引き続き、平成二十一年度島原市一般会計歳入歳出決算の一議案が提案され、議案質疑の後、決算審査特別委員会に付託し、継続審査としました。

また、人権擁護委員の候補者の推薦については、金子加代子氏、松本力氏、平野美緒子氏、上田幸治氏に同意し、また、議員提出の「島原市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を可決しました。

議会ひとくちメモ (24)



○所管事務の調査とは

常任委員会は、その部門に属する事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等について調査を行う権限を有しており、この委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいいます。

元来、常任委員会は、議会の予備的審査機関として、議会から付託された事件を審査し、その結果を報告し、議会として最終的な意思決定に資することを主な目的としています。したがって、常任委員会は、受動的に案件を審査することが常態となっています。

しかし、所管事務調査権は、常任委員会及び議会運営委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行うことができる特異な権限です。

所管事務調査は、委員会の意図する調査事項に対して、必要により、長をはじめとする執行機関からの説明の聴取、書類、資料などの提出要求などの方法によって行うこととなります。

所管事務調査は、委員会の自主的な決定があれば十分ですが、調査をする場合には、その事項、目的、方法などをあらかじめ議長に通知しなければならぬことになっています。

会期日程

九月

- 二百(木) 本会議 委員会審査報告、表決
議案上程、説明
- 三百(金) 休 会 議事整理
- 四百(土)
- 五百(日)
- 六百(月) 本会議 一般質問 (五名)
- 七百(火) 本会議 一般質問 (四名)
- 八百(水) 本会議 一般質問 (四名)
- 九百(木) 本会議 一般質問 (二名)
- 十百(金) 委員会 付託案件審査(総務委員会)
- 十一百(土)
- 十二百(日)
- 十三百(月) 委員会 付託案件審査(産業建設委員会)
- 十四百(火) 委員会 付託案件審査(教育厚生委員会)
- 十五百(水) 休 会 議事整理
- 十六百(木) 委員会 付託案件審査(予算審査特別委員会)
- 十七百(金) 休 会 議事整理
- 十八百(土)
- 十九百(日)
- 二十百(月)
- 二百一(火) 休 会 議事整理
- 二百二(水) 本会議 委員会審査報告、表決

島原市議会には有線FMが
FM107.7MHz放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりテレビ
FMしまばら(88.4MHzヘルツ)